

国勢調査2020

○国勢調査を実施します！

令和2年（2020年）は5年に一度の国勢調査の年です。

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした、国の最も重要な統計調査です。調査結果は、国や自治体の諸政策の基礎データとなるほか、学術分野における研究などさまざまな分野で活用されています。

にかほ市では4月30日に実施本部を立ち上げ、10月1日の調査実施に向けて準備を行っています。国勢調査は大正9年（1920年）に第1回調査が実施されて以来5年ごとに実施し、今年で100周年を迎えます。パソコンやスマートフォンからのオンライン回答もできますので、調査の際はご協力をお願いします。

※国勢調査を介した新型コロナウイルス感染症の発生および感染拡大に配慮した調査方法の検討が行われています。調査書類の配布、回収に関して調査員と世帯が直接接触しない、非接触の調査方法を基本とすることが検討されています。

○国勢調査員を募集しています！

国勢調査の統計調査に協力していただける調査員を募集しています。

◆調査員の従事時期

- ・8月～11月頃を予定

◆調査員の要件

- ・20歳以上（令和2年8月1日時点）で心身ともに健康な方
- ・調査上で知った情報の秘密を守り、責任を持って最後まで調査を行える方
- ・警察、選挙事務に直接関係していない方
- ・暴力団、その他反社会的勢力と関係を持っていない方
- ※他にお仕事をされていても調査員に従事することができます。

◆調査員の報酬

- ・担当する調査区数や世帯数などにより異なりますが、1調査区あたり3～4万円程です。
- ※調査員としてご協力頂ける方は、担当課へご連絡ください。なお、申し込みいただいたすべての方が調査員として従事できるとは限りませんのでご了承ください。



問 まちづくり推進課 ☎43-7510

～広げよう 地域に根ざした 思いやり～ 民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手

問 福祉課 ☎32-3034

生活に困ったり、支援を求めたいとき、「どこに」「誰に」相談したらよいのか分からないということはありませんか。民生委員・児童委員は、そんなときに頼りになる身近な相談相手です。市では、現在81人の民生委員・児童委員（定数86人）が厚生労働大臣からの委嘱を受け、無報酬で活動しています。

◆あなたの地域にも担当の委員がいます

児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねています。主任児童委員5人を除く76人の委員には、一人ひとりに担当する地域が定められていて市内全域を分担して活動しています。各委員は、担当する地域で福祉に関する幅広い相談を受け付けていて、相談内容に応じて関係機関を紹介したり情報を提供しています。

こんなときは相談してください

- ・高齢者の一人暮らしで生活に不安がある
- ・福祉サービスの制度や窓口が分からない
- ・病気やけがで生活に困っている
- ・身体に障がいがあるので災害時の避難が不安
- ・育児や子どものしつけで悩んでいる
- ・児童虐待や高齢者虐待が疑われる世帯がある
- ・高齢者宅に郵便や新聞がたまっていて安否が心配

～秘密は守られます 安心してご相談ください～

民生委員・児童委員には、法律により秘密を守る義務が課せられています。相談内容が他に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。



◆5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員制度が誕生するきっかけとなった日にちなみ、毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」に定められました。その日から1週間は民生委員を知ってもらうための活動強化週間となっています。

防災関係補助金のお知らせ

問 防災課 ☎43-7504

木造住宅耐震診断補助

市内の一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断等について、費用の一部を補助します。

◆補助額

耐震診断に要した費用の4/5（上限5万円）

◆対象となる住宅

- ※下記の要件をすべて満たす木造住宅が対象です。
- (1)にかほ市内に存すること
- (2)昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅または併用住宅であること

◆対象となる者

- ※下記の要件をすべて満たす者が対象です。
- (1)耐震診断士の所属する建築士事務所等と契約を締結する者
- (2)補助対象住宅を所有する個人であること
- (3)本市の市税を滞納していないこと

木造住宅耐震設計補助

◆補助額

耐震設計等に要した費用の2/3（上限6万円）

事前相談・申し込み

申し込み前に、本事業の対象となるかの事前相談が必要です。申請書は、事前相談の際に配布します。※住宅耐震診断、耐震改修に申し込みされた方は、事前相談の際、建築時期が確認できる書類（建築確認通知、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）をご持参ください。

木造住宅耐震改修補助

◆補助額

耐震改修に要した費用の1/3（上限60万円）
※改修補助を受けるためには、耐震診断を実施していることが必要です。

ブロック塀撤去補助

道路に面したブロック塀等で地震等の揺れにより倒壊する恐れがある塀の撤去に要する費用の一部を補助する制度です。

◆補助額

- (1)撤去に要した費用の1/2
- (2)見付面積（高さ×長さ）×4,000円/m²
- (1)と(2)のいずれか少ない額（上限10万円）

◆対象となるブロック塀

- ※下記の要件をすべて満たすブロック塀が対象です。
- (1)道路に面しているブロック塀であること
- (2)道路面から高さが1メートルを超えるもの
- (3)実施調査において危険と判定されたもの

5月臨時市議会 (会期 5月1日)

第2回臨時市議会が5月1日に開かれました。上程された議案は、にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定（専決）を含む8件で、すべて原案のとおり可決・承認されました。

上程された主な議案

■令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）

7千円を追加し、予算総額は1億4,823万1千円となりました。

【主な歳出】

- ・テイクアウト等消費還元事業 3,653万7千円
- ・飲食店等緊急支援給付金 4,650万円

■令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）

2万9千円を追加し、予算総額は1億7,244万5千円となりました。

【主な歳出】

- ・特別定額給付金（市独自支援分含む） 24億2,550万円

訂正 5月1日号No.351・18ページ中、非行防止標語コンクール中、▽方引き防止標語（1年生）は正しくは▽いじめ防止標語（1年生）でしたので訂正します。